

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	佐世保線大塔駅～日宇駅間（45k220m付近）第一日宇橋外3橋の橋梁点検
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 大場 慎治 長崎市宿町316-1
契約締結日	令和 6年 5月29日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥5,411,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件名 : 佐世保線大塔駅～日宇駅間(45k220m付近)第一日宇橋外3橋の橋梁点検
2. 履行場所 : 長崎県佐世保市日宇町外3箇所
3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道株式会社  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
電話 092-626-1220
4. 随意契約摘要法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 当該点検の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該点検の目的

本点検は、橋梁の損傷及び変状を早期に点検し、損傷具合を確認した上で橋梁が良好に保たれるように補修対策の検討及び補修設計の基礎資料を得るため、長崎河川国道事務所管内の橋梁点検等を行うものである。

#### 2) 当該点検の内容

本点検は、JR佐世保線と交差する国道35号の第一日宇・日宇側道橋(左)、JR大村線と交差する国道34号の松原橋・松原橋側道橋(左)の点検実施に伴い、夜間線路閉鎖工事等の手続きについて九州旅客鉄道(株)に委託して施工するものである。

#### 3) 随意契約に付する理由

本点検の施工にあたっては、JR管理区域内において軌道上での施工が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、夜間施工時においては、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。

更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本点検の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に点検を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本点検は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理二課長